

令和元年度 松川町観光協会 総会

■日 時／令和元年 5 月 2 1 日（火）
午後 1 時 30 分～

■会 場／松川支所 2 階大会議室

— 総 会 次 第 —

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

議案第 1 号 平成 3 0 年度事業報告について

議案第 2 号 平成 3 0 年度収支決算報告について

議案第 3 号 令和元年度事業計画（案）について

議案第 4 号 令和元年度収支予算（案）について

4. そ の 他

5. 閉 会

松川町観光協会

【議案第 1 号】

平成 3 0 年度事業報告

1. 事業経過

年 月 日	事 業 等	出 席 者
30. 5. 7 (月)	第 15 回クマガイソウの里まつり オープニングセレモニー [協賛事業]	会長、事務局 期間中来場者 4,009 名
5. 23 (水)	第 1 回役員会 協議内容 松川町観光協会総会議案審議	会長、役員、事務局
6. 6 (水)	平成 30 年度松川町観光協会総会	会長、役員、会員、事務局
6. 30 (土)	第 21 回あじさい小路開会式 [協賛事業] 第 21 回あじさい小路開会式 [新聞広告協賛]	会長、事務局 来場者約 2,500 名 (2 日間)
8. 30 (木)	第 2 回役員会 協議内容 会員の状況について 今年度の自主事業について	会長、役員、事務局
10. 7 (日)	第 1 回広報委員会 松川提灯祭り [支援事業]	広報委員 会長、役員、事務局
11. 14 (水)	第 2 回広報委員会	広報委員
11. 30 (金)	第 3 回役員会 報 告 松川町観光情報ホームページ掲載 について 協議内容 事業費の使途変更について	会長、役員、事務局
12. 18 (火)	第 3 回広報委員会	広報委員
31. 1. 23 (水)	第 4 回広報委員会	広報委員
2. 5 (火)	第 15 回土合館公園協働整備事業第 1 回実行委員会	会長
3. 23 (土)	第 15 回土合館公園協働整備事業 (清掃活動)	会長
3. 25 (月)	第 4 回役員会 報告 松川町観光協会ホームページについて	会長、役員、事務局
元. 5. 8 (水)	会計監査	監事、事務局

2. 主な事業内容

(1) 支援事業 松川提灯祭り

日 程 平成 30 年 10 月 7 日(日)
支 援 提灯運行案内マップ作成
観光案内所設置 (松川駅前、西光寺駐車場)
本 部 松川支所・松川学習センター駐車場

(2) 協賛事業

① 第 15 回クマガイソウの里まつり

主 催 水原の自然を守る会
日 程 平成 30 年 5 月 6 日(日)～27 日(日)
来場者 4,009 名

② 第 21 回松川町あじさい小路

主 催 松川町商工会
日 程 平成 30 年 6 月 30 日(土)～7 月 1 日(日)
来場者 約 2,500 名 (あじさい小路)
・あじさい小路こども絵画コンクール
審査会 平成 30 年 9 月 12 日(水)
表彰式 平成 30 年 9 月 27 日(木)
応募数 371 点(絵画コンクール)

③ まつかわと花案内人事業

主 催 まつかわと花案内人実行委員会
日 程 第 21 回あじさい小路での案内
平成 30 年 6 月 30 日(土)～7 月 1 日(日)

④ 第 15 回土合館公園協働整備事業 (清掃活動)

主 催 土合館公園協働整備事業実行委員会
日 程 平成 31 年 3 月 23 日 (土)
参加者 約 130 名

(3) 広報宣伝事業

① 松川町観光協会ホームページの作成

平成 31 年 4 月 1 日から公開開始

② 平成 31 年度版松川町お祭り一覧表

「祭りと花こよみ」の共同制作 (松川町商工会主催事業)

③ 新聞広告協賛

- ・第 21 回松川町あじさい小路 (福島民報社、福島民友新聞社)
- ・松川提灯祭り (福島民報社、福島民友新聞社)

④ 広報紙作成

- ・広報紙「よってがっせ松川」第 9 号の作成
平成 31 年 4 月 1 日付けで発行

【議案第2号】

平成30年度収支決算報告

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

収入決算額 755,494 円
 支出決算額 678,960 円
 差引残金 76,534 円

(収入)

(単位 円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	内 容
会 費	398,500	395,500	△3,000	(特別)@10,000×4団体=40,000 (団体)@6,000×46団体=276,000 (一般)@1,500×53名=79,500
補助金	130,000	130,000	0	市補助金
負担金	3,000	0	△3,000	
雑収入	509	3	△506	決算利息
繰越金	229,991	229,991	0	前年度繰越金
計	762,000	755,494	△6,506	

(支出)

(単位 円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	内 容
会議費	15,000	12,100	△2,900	役員会、総会
事業費	672,000	611,036	△60,964	支援事業 48,282 提灯祭り支援事業 48,282 協賛事業 95,000 第15回クマガイソウの里まつり 30,000 第21回松川町あじさい小路 30,000 まつかわと花案内人 5,000 『松川カルタ』かるた取り大会 10,000 土合館公園協働整備事業(清掃活動) 20,000 広報宣伝事業 447,754 ウェブサイト構築業務委託 399,600 平成31年版お祭り一覧表 16,370 新聞広告協賛費 21,600 観光協会広報紙 10,184 松川小唄普及事業 20,000 文化祭参加謝礼 20,000
交際費	20,000	6,000	△14,000	香典、弔電代
事務費	40,000	46,824	6,824	ハガキ、切手代等
使用料	3,000	3,000	0	松川駅構内看板敷土地使用料
予備費	12,000	0	△12,000	
計	762,000	678,960	△83,040	

差引残高 76,534 円 (令和元年度へ繰り越し)

【議案第3号】

令和元年度事業計画

松川町観光協会の目的達成と観光による松川町の地域振興を図るため、次の事業を行う。

1. 支援事業

提灯祭りの支援

2. 協賛事業

- (1) 第16回クマガイソウの里まつり
- (2) 第22回松川町あじさい小路
- (3) まつかわと花案内人
- (4) 『松川カルタ』かるた取り大会
- (5) 土合館公園協働整備事業（清掃活動）
- (6) ルーラルジョイントコンサート

3. 広報宣伝事業

- (1) ホームページ完成PR（民報・民友・福島テレビ・テレビユー福島）
- (2) ホームページを活用した観光資源の紹介
- (3) 令和2年度版松川町お祭り一覧表の作成
- (4) 新聞広告掲載
- (5) 広報紙の作成・発行

4. その他

- (1) 新規会員（個人・団体・特別）の募集

【議案第4号】

令和元年度収支予算

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(収入)

(単位 円)

項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	内 容
会 費	376,000	398,500	△22,500	(特別) @10,000×4団体=40,000 (団体) @6,000×43団体=258,000 (一般) @1,500×52名=78,000
補助金	130,000	130,000	0	市補助金
負担金	0	3,000	△3,000	松川・町づくり委員会21より
繰越金	76,534	229,991	△153,457	前年度繰越金
雑収入	466	509	△43	決算利息等
計	583,000	762,000	△179,000	

(支出)

(単位 円)

項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	内 容
会議費	20,000	15,000	5,000	役員会、総会
事業費	474,000	672,000	△198,000	支援事業 90,000 提灯祭り 90,000 協賛事業 105,000 第16回クマガイソウの里まつり 30,000 第22回松川町あじさい小路 30,000 まつかわと花案内人 5,000 『松川カルタ』かるた取り大会 10,000 土合館公園協働整備事業(清掃活動) 20,000 ルーラルジョイントコンサート 10,000 広報宣伝事業 259,000 新聞広告協賛費 22,000 ホームページ操作研修業務 50,000 ホームページ運用保守業務 150,000 令和2年版お祭り一覧表 17,000 観光協会広報紙 20,000 松川小唄普及事業 20,000 文化祭参加謝礼 20,000
交際費	20,000	20,000	0	
事務費	50,000	40,000	10,000	消耗品、ハガキ、切手代等
使用料	0	3,000	△3,000	松川駅構内看板撤去
予備費	19,000	12,000	7,000	
計	583,000	762,000	△179,000	

松川町観光協会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「松川町観光協会」と称し、事務所を福島市役所松川支所に置く。

(目的)

第2条 本会は、松川地区内の観光に関する事業の開発振興に努め、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光資源の宣伝及び観光客誘致
- (2) 観光資源の調査研究
- (3) 関係機関との連絡及び情報交換
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人会員、団体会員、特別会員をもって組織する。

(会費)

第5条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員・・・1,500円
- (2) 団体会員・・・6,000円(個人以外)
- (3) 特別会員・・・10,000円(従業員100名以上の株式会社など)

(役員)

第6条 本会に次の役員をおき、総会において互選するものとする。ただし、幹事は会長が指名する。

会長1名、副会長4名、幹事若干名、監事2名

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 幹事は、事業の計画及び遂行についての企画立案を行い、会長の諮問に応じる。
- (4) 監事は、会務及び会計を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が総会に諮り推戴する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集しその議長となる。

2 総会は、年1回開催するほか会長が必要と認めたときに開催する。また、個人会員、団体会員、特別会員をもって開催する。

3 役員会は、必要に応じ開催する。

4 会議は、出席者の過半数をもって決する。また、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議事項)

第10条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 年度事業計画及び収入支出予算

(2) 年度事業報告及び収入支出決算

(3) 会則の変更

(4) 役員の選任

(5) その他重要な事項

2 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会の付議事項

(2) 総会の議決で委任された事項

(3) 本会の運営に関する事項

(4) その他会長が付議した事項

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、補助金、協賛金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会の庶務会計を処理するため、事務局をおく。

2 事務局員は、会長が任命する。

附 則

1. 松川町観光協会会則（昭和32年9月6日施行）は、廃止する。

2. この会則は、平成25年6月28日から施行する。